

青森県喀痰吸引等業務の登録申請等に関する要綱（登録研修機関関係）

（趣旨）

第1条 この要綱は、「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）、「社会福祉士及び介護福祉士法施行令」（昭和62年政令第402号。以下「施行令」という。）、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」（昭和62年厚生省令第49号。以下「省令」という。）、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第72号。以下「改正法」という。）及び「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令」（平成23年厚生労働省令第126号。以下「改正省令」という。）に定めるもののほか、登録研修機関の登録申請等に関し必要な事項を定める。

（登録の申請及び登録）

第2条 喀痰吸引等業務の研修機関の登録を受けようとする者は、法附則第13条及び省令附則第10条第1項の規定に基づき、「登録研修機関登録申請書」（第10-1号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請は、当該研修機関が事業実施のために、募集を開始する日の一月前までに知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の登録を申請した者が法附則第15条第1項に掲げる要件の全てに適合し、法附則第14条各号のいずれにも該当しないときは、法附則第15条の規定に基づき、「研修機関登録簿」に登録し、登録した旨を申請者に通知する。

（登録の変更等）

第3条 前条により登録を受けた者（以下「登録研修機関」という。）は、法附則第15条第2項各号（第1号を除く）に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、「登録研修機関変更登録届出書」（第11号様式）を知事に提出しなければならない。

2 登録研修機関は、法附則第19条に掲げる業務規程を変更しようとするときは「登録研修機関業務規程変更届出書」（第12号様式）を知事に提出しなければならない。

3 登録研修機関は、業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ「登録研修機関休廃止届出書」（第13号様式）を知事に提出しなければならない。

（登録の更新）

第4条 登録研修機関は、法附則第16条及び施行令附則第6条の規定に基づき、5年ごとに「登録研修機関登録更新申請書」（第14号様式）を知事に提出しなければならない。

（修了証明書の交付等）

第5条 登録研修機関は、研修の修了者に対し、「研修修了証明書」を交付するものとする。

2 登録研修機関は、研修の修了者の氏名、生年月日、修了した研修の課程、修了年月日及び修了証明書の番号を記載した名簿を作成し、管理するものとし、年度ごとに県に提出するものとする。

3 前項に定める名簿は永年保存とし、修了証明書の再発行に対応できるようにしておくものとする。

(公示)

第6条 知事は次に掲げる場合には、法附則第24条の規定に基づき、その旨を公示する。

一 登録をしたとき。

二 法附則第18条の規定による届出（氏名若しくは名称若しくは住所又は事業所の名称若しくは所在地に係るものに限る。）があったとき。

三 法附則第20条の規定による届出があったとき。

四 法附則第23条の規定により登録を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

2 前項の公示は、青森県報に掲示して行う。

附 則

この要綱は、平成24年3月29日から施行する。

この要綱は、令和4年10月26日から施行する。

(参考) 様式一覧

喀痰吸引等業務の登録申請等に係る様式一覧 (登録研修機関用)

第2条関係 登録申請関係様式	
10-1	登録研修機関登録申請書
10-2	社会福祉士及び介護福祉士法附則第14条の規定に該当しない旨の誓約書
10-3	登録研修機関登録適合書類
第3条関係 登録の変更等様式	
11	登録研修機関変更登録届出書
12	登録研修機関業務規程変更届出書
13	登録研修機関休廃止届出書
第4条関係 登録の更新	
14	登録研修機関登録更新申請書
登録簿	
	登録研修機関登録簿